

Vol. 49

静政連 だより

静岡県宅建政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL. 054-246-7175 FAX. 054-245-9730

盛土問題 県盛土条例に関し自民党県連宛て要望書を提出

去る7月1日施行の「静岡県盛土等の規制に関する条例」に関し、宅建協会:宇野篤哉会長、政治連盟:渡邊照芳会長ほか役員4名は8月8日、県庁の自民党県連役員室を訪れ、土地の区画や形質の変更許可を定めた都市計画法第29条及び建築確認申請に関する建築基準法第6条に該当する宅地開発等について当該条例の適用除外を求めるとともに、対応窓口の追加設置を要望した。

▼ 要望書を手渡す 宇野篤哉 宅建協会会長(右) (8/9 静岡新聞より)

同条例は、熱海市伊豆山の土石流災害の原因とされる盛土を規制するため、面積1千平方メートル以上か土量1千立方メートル以上の盛土造成に一律で適用され、許可が必要になる。

宅建顧問県議団:山田 誠 会長同席のもと、良知淳行幹事長ら自民党県連役員に要望書を手渡した。

「この条例は、さらなる不適正な盛土の発生を抑止するためのものであり、開発行為の許可等を受けたものは除外すべき」「標準審査処理期間=90日の短縮及び業務円滑化ため、本庁の盛土対策課以外にも県内8カ所の土木事務所に対応窓口を追加して設置すべき」との要望趣旨を伝えた。

なお、県行政書士会や県建設業協会からも、有害物質に係る地盤調査を一律に行なうことは、負担が重すぎるとの指摘が出ている。



▲ 自民党県連役員に要望内容を説明する 渡邊照芳 政治連盟会長(中央)



▲ (左から) 自民党県連 良知幹事長、中田政調会長、山田宅建顧問県議団会長

【要望内容】

「静岡県盛土等の規制に関する条例」への要望書

令和4年3月29日公布、同年7月1日施行の「静岡県盛土等の規制に関する条例」施行について下記の通り要望致します。

記

- (1) 静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則第5条第2項(盛土等の許可の適用除外)に都市計画法第29条(開発行為の許可【土地の区画形質の変更】)及び建築基準法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)を追加していただきたい。

〔要望理由〕

本条例は、県内において“さらなる不適正な盛土の発生を防止するためのもの”であり、上記の都市計画法第29条及び建築基準法第6条の許可を受けたものは、それに該当しないと考えます。

- (2) 本条例の標準審査処理期間(90日)の短縮及び業務を円滑化させるためにも、盛土対策課以外の対応窓口(県内8箇所の土木事務所に担当課 等)を設置していただきたい。

〔要望理由〕

県内35市町からの盛土等に関する許可申請を盛土対策課のみで迅速に処理することは難しいと思われ、各地域に精通した土木事務所の担当課にも窓口を設置すれば、許可申請はさらに迅速に処理して頂けると考えます。

以上

▶ 県の動き (8/10 静岡新聞より)



川勝平太知事は9日の定例記者会見で、7月に施行したばかりの静岡県盛り土規制条例について「正当な工事を邪魔することがあってはならない。どういうものが適用除外できるのか、意見をまとめたい」と述べ、条例改正に向けて検討する方針を示した。

同条例は熱海市伊豆山の土石流災害を機に、盛り土を規制する目的で制定された。公共工事を除いて面積1千平方メートル、土量1千立方メートルを超える盛り土造成が一

律、許可申請対象となる。県行政書士会や県宅建協会が「県内一律の規制は過剰」などと、適用除外を求めて自民党県連などに要望していた。

会見で川勝知事は「規制に注力したことは否めない。人を守るための法令。法にのっとった事柄は邪魔してはならない」との認識を述べた。

県盛土対策課の担当者は「施行されてひと月が経過したばかり。今後施行される国の盛り土規制法との整合性も見定めたい」と、改正の場合も時間を要するとの見解を示した。